

大阪地裁総第547号

平成29年5月8日

山中理司様

大阪地方裁判所長 並 木 正 男



司法行政文書不開示通知書

平成28年7月1日付け（同月4日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 大阪地方裁判所本庁の単独係ごとの(ワ)号事件未済件数が分かる文書（最新版）
- (2) 平成28年6月分民事事件係別事件表（大阪地方裁判所堺支部・堺簡易裁判所）（片面で1枚）
- (3) 平成28年6月分民事事件係別事件表（大阪地方裁判所岸和田支部・岸和田簡易裁判所についてのもの）（片面で1枚）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1(1)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1(2)及び(3)の各文書には、全体として、公にすると裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

（担当） 総務課 電話06（6363）1281（内線4122）